

# 監査報告書

令和6年5月21日

学校法人高山短期大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 高山短期大学

監事 野尻修二



監事 谷口裕典



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人高山短期大学寄附行為第15条に基づき、学校法人高山短期大学の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査に当たり、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに主要な関係部署における業務及び財産の状況を監査し、会計監査人と連携して計算書類等の検討を行うなど、「学校法人高山短期大学監事監査規程」に準拠し必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人高山短期大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し収支及び財産の状況を正しく示しており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関し不正の行為、または、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上